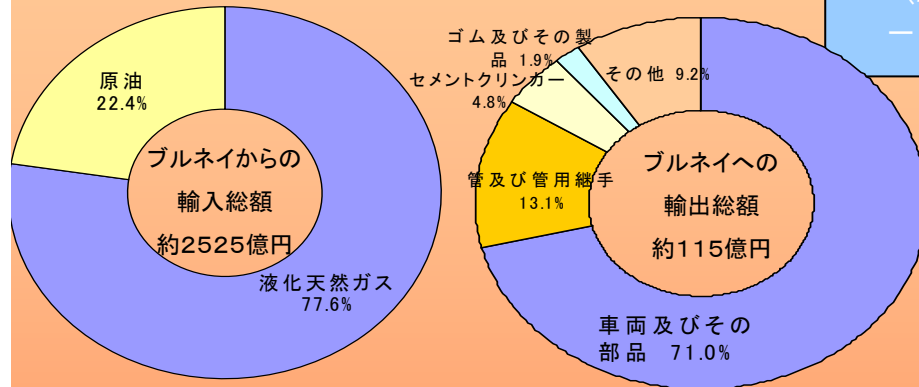


# 日本・ブルネイ経済連携協定の概要



往復貿易額の約99.9%を10年以内に関税撤廃  
(統計出典:2005年財務省貿易統計)



## 締結の意義

- ー ASEAN全体との経済連携強化のための一つのステップ (ASEANの「オリジナル6」とはすべて二国間EPAを署名・締結済み)
- ー エネルギー資源 (天然ガス、石油) の安定供給に資する枠組み提供

## 多くの分野で包括的な連携を推進

### 投資

内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止を含め、投資の保護の強化とより自由な投資の枠組みを整備。

### サービス貿易

市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等、サービス貿易促進のための規律と枠組みを整備し、WTOでの約束を超えたサービス貿易自由化を相互に約束。

### エネルギー

エネルギーの安定供給に資する枠組みの提供 (例: 協議メカニズムの導入、新たな規制措置導入の際の既存の契約関係への十分な配慮及び相手国への通報・協議の実施、安定的かつ互恵的な関係を強化するための協力)

### 協力

二国間の経済連携の強化のため、以下の10分野について協力を実施。

- ① 貿易投資促進
- ② 中小企業
- ③ 農林水産業
- ④ 観光
- ⑤ 教育・人材養成
- ⑥ 情報通信技術
- ⑦ 科学技術
- ⑧ 環境
- ⑨ 知的財産
- ⑩ 陸上交通

### その他

税関手続、ビジネス環境整備についての枠組みを規定。

ブルネイからの輸入額の99.99%が無税に (2005年の無税割合約99.9%)

ブルネイへの輸出額の99.94%が無税に (2005年の無税割合約32%) (2005年ブルネイ貿易統計)

### ● 日本側の市場アクセス改善

#### □ 鉱工業品

ほぼすべての品目につき即時関税撤廃

#### □ 農林水産品

(関税撤廃を行う品目例)

- ・アスパラガス、マンゴー、ドリアン: 即時関税撤廃
- ・野菜ジュース、カレー調製品: 段階的関税撤廃
- ・林産品(合板等を除く): 即時又は段階的関税撤廃
- ・えび: 即時関税撤廃

### ● ブルネイ側の市場アクセス改善

#### □ 鉱工業品

- ・自動車(乗用車、バス、トラック等): 3年以内に関税撤廃(現行20%)
- ・自動車部品: ほぼすべての品目につき3年以内に関税撤廃(現行20%)
- ・電気・電子製品、産業機械: ほぼすべての品目につき5年以内に関税撤廃(現行5~20%)

#### □ 農林水産品

- ・ほぼすべての農林水産品につき、即時又は段階的関税撤廃